

# 子どもも。子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月よりスタートします。

この制度は、すべての家庭が安心して子育てができるように、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡充・確保」、「地域の子育て支援の充実」を目指すものです。

現在、町では、子どもの保護者や事業主の方々が構成する「子ども・子育て会議」を設置し、新制度の施行に向けた準備を進めております。

新制度では、幼稚園や保育所等の利用を希望する場合、施設の利用申し込みに加えて、新たに利用のための「認定」を受ける手続きが必要となります。



## 「つどいの広場」は10月から鏡石児童館に引っ越します

これまで保健センターで開所していたつどいの広場が、10月から児童館で開所することになりました。つどいの広場は、乳幼児のお子さんを持つ保護者が、子どもと一緒に同世代の保護者との交流や子育てについての相談を行える場です。

開所時間：毎週月・水・金曜日 午前10時～午後4時  
 ※祝祭日、お盆、年末年始はお休みです。  
 ※鏡石町在住の方がご利用できます。  
 ※駐車場は、児童館前にありますが、駅前駐車場にも駐車が可能です。(1時間は無料ですが、超えた場合にはスタッフに声をかけてください。)



子育てアドバイザー 添田則子さん  
 日中、おうちでお子さんと遊んでいる方、家のおもちゃがマンネリ化してきたなあ、と思っている方、ちょっとお出かけしてみようかな、と思っている方などなど、「つどいの広場」では、楽しいおもちゃをそろえております。また、砂場など外でも楽しく遊べます。親子でつどいの広場にお越しください。

活動内容：つどいの広場は、お子さんの成長に関する悩みや不安などを、子育てアドバイザーへ気軽に話せる場です。お気軽にスタッフへ声をかけてください。また、お昼前に、スタッフと一緒に手あそびやお絵かき、簡単な製作遊び、リズム遊びをして楽しむ時間もあります。

●問い合わせ先 鏡石児童館 ☎62-7278

### 3つの認定区分

新制度では、幼稚園、保育所等の教育・保育施設や一時預かり事業等を利用する場合には、利用のための「認定」を受けることとなります。

この「認定」については、保護者の就労状況や利用を希望する施設等により「1号認定（教育標準時間認定）」、「2号認定（満3歳以上・保育認定）」、「3号認定（満3歳未満・保育認定）」の3つの区分があります。

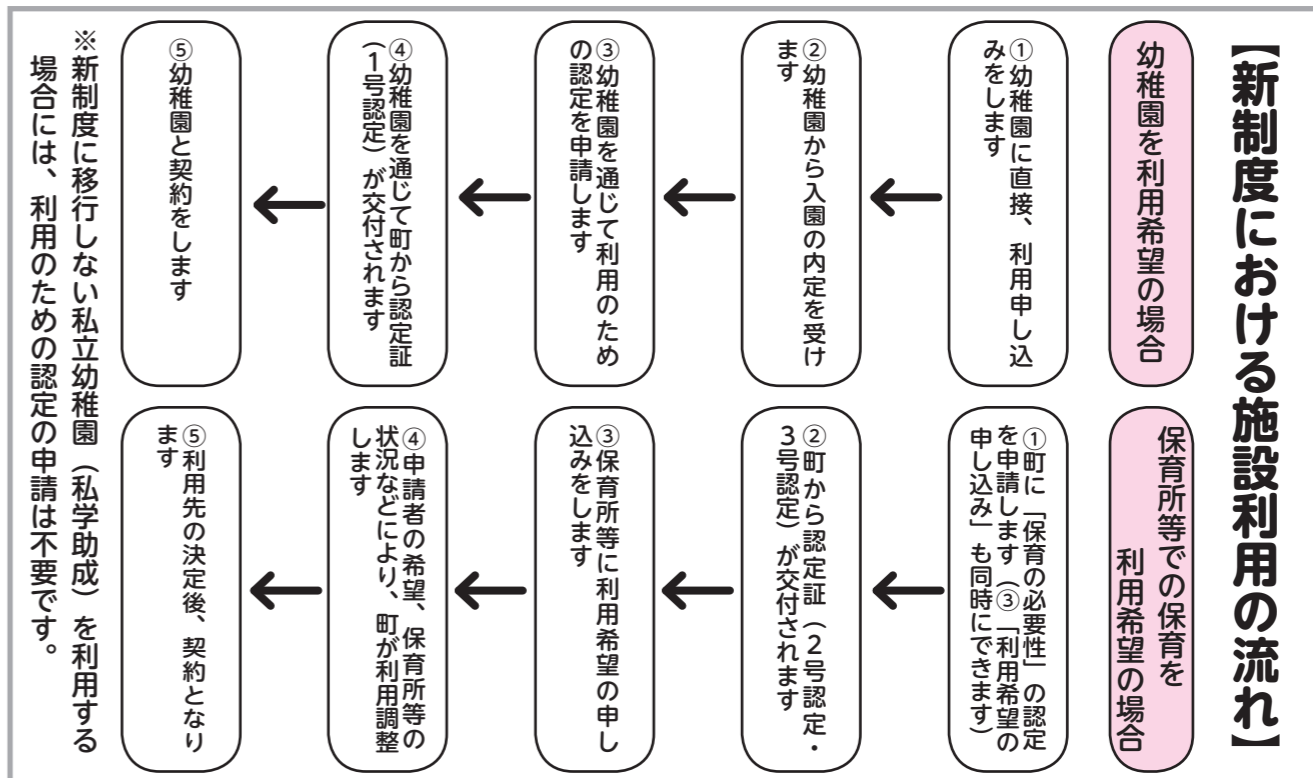
「2号認定」、「3号認定」の保育認定を受ける場合は、さらに「保育の必要量」により「保育標準時間」と「保育短時間」に分けられます。

●1号認定教育標準時間認定  
 お子さんが満3歳以上で教育を希望する場合

●2号認定（保育認定）  
 お子さんが満3歳以上で保育が可能な場合

●3号認定（保育認定）  
 お子さんが満3歳未満で保育が可能な場合

### 「新制度における施設利用の流れ」



### 保育の必要量

保護者の就労状況等により次のいずれかに区分されます。  
 ○「保育標準時間」：主にフルタイムの就労を想定した保育認定（1日当たり最大11時間の利用）  
 ○「保育短時間」：主にパートタイムの就労を想定した保

### 新制度と私立幼稚園

私立幼稚園は、新制度に移行するかどうかを施設側で決めます。このため、来年4月時点で新制度に移行しない幼稚園も出てくる可能性があります。新制度に移行しない場合、入園の手続きや保育料の算定方法の変更はありません。

### 利用料（授業料・保育料）及び募集

利用料については、国が定める基準に従い、町が定めます。具体的な金額については、現在検討中のため追ってお知らせします。

なお、町立幼稚園・保育所の募集の詳細については、来月号でお知らせいたします。

▼問い合わせ先  
 健康福祉課 ☎62-12115  
 教育課 ☎62-13459

